国選付添報告書

書式4-1-7(H27.11.9版)

弁護士　　一般・スタッフ(登録番号　　)　　提出日　　年　　月　　日

＊該当がある項目の□にチェックを入れて、必要事項を記入ください。

機密性3

少年	氏　名			裁判所名	家庭裁判所　　支部	法テラス使用欄
	事件番号			選任日	年　　月　　日	
	調整	□被疑者国選段階から担当(□検察官送致となり、公訴提起にかかる国選弁護人となった。)				
	非行事実(罪名・罰条)			事件の種類	□検察官関与なし(□単独　□合議) □検察官関与あり	
併合された追送致 (追送致書等を入手されている場合は、写しを添付してください)	□有	①事件番号	年(　)　号　非行事実(罪名・罰条)			
		②事件番号	年(　)　号　非行事実(罪名・罰条)			
終局決定日		年　　月　　日		その他の終了原因		
決定主文		認定した非行事実(罪名)　□上記と同じ　□別罪(　　) □不処分　□保護観察(□一般短期・□交通短期・□一般) □少年院送致(□第1種　□第2種　□第3種)　□検察官送致(逆送)　□その他(　　)				
試験観察		□　有				□
審理加算	審判(年月日)	立会時間		備考　＊注)参照の上、記載ください。	審理内容 ＊出頭した期日の内容に丸をつけてください。	
	年　月　日	:　～　:		休廷(　)分	実質審理(あり／なし)　・　決定言渡しのみ	□
	年　月　日	:　～　:		休廷(　)分	実質審理(あり／なし)　・　決定言渡しのみ	□
	＊出頭した期日のみを記載し、3回以上ある場合は、継続用紙にご記入ください。 ＊注)次の事項がある場合は、その旨備考に記載ください。 ・休廷があり、休廷時間中に当該国選付添事件について時間的拘束を受けていない場合は、その時間。 ・次のいずれかがある場合、その番号。①前の事件が長引き、開廷が遅れた。②その他(　　)。					
		□　裁判官との面接による打合せを行った。			打合せ日(　　)	□
		□　家裁調査官と面接による打合せを行った。			打合せ日(　　)	□
遠距離面会等		□　有(詳細は別紙「**旅費等請求書**」に記載) ＊管轄簡裁から目的地まで片道直線25km以上、又は最も経済的な通常の経路・方法によっての移動が片道50km以上の場合に、請求ができます。				□
特別加算	特別案件	□　特別案件　＊前任の国選付添人が少年の暴行、脅迫等を理由に解任された事案				□
	特別成果	□　非行事実なし　(詳細は別紙「**特別成果加算(無罪等)請求書**」に記載)				□
		□　国選付添人の活動として示談等の活動を行った結果、これら成果を上げ、証する書面が審判手続において取り調べられた。(**要疎明資料添付**) □嘆願書取得 /□50%相当額以上の損害賠償/□実質的損害賠償/□私法上の和解契約成立				□
環境調整加算		□　国選付添人の活動として、少年の就学先、就労先又は居住先を確保し、かつ、少年に対し保護処分に付さない旨の決定又は保護観察決定がなされた。				□
抗告申立書加算		□　抗告趣意を記載した抗告申立書を作成・提出した。(**要抗告申立書写し添付**)				□
費用	通訳人費用	□　通訳人費用につき、別紙「□**領収書の写し**　□**請求書の写し**」(**要添付**)のとおり、報告及び請求します。＊審判以外における活動に通訳を要し、通訳人費用がある場合に記載ください。				□
	謄写	□　有(詳細は別紙「**謄写料請求書**」に記載)				□
	審判準備費用	□　有(詳細は「**審判準備費用請求書**」に記載)				□
	出張	□　有(詳細は別紙「**旅費等請求書**」に記載) ＊管轄簡裁の管轄区域以外で手続期日等への出頭のための移動が、管轄簡裁から片道直線8kmを超える場合に、請求ができます。				□
その他		□事件記録の閲覧又は謄写をすることなく、第1回審判期日に立ち会った。 □第1回審判期日の前日までに、少年との面会、電話交通又は打合せを行うことなく第1回審判期日に立ち会った。＊少年に対して面会又は打合せの申入れを行ったときはチェック不要です。				□
＊他の記載事項は該当欄に記入してください。 □解任・第一回審判期日前終局等 (　年　月　日)		□第1回審判期日後解任				□
		□第1回審判期日前(□解任　□審判条件を欠くことによる終局) ＊下記に該当する活動があればチェックしてください。			＊謄写費用を請求される場合は、200枚以下でも記載してください。(**要疎明資料添付**)	□
		□①少年との面会、電話交通又は打合せを行った。			(①④⑤において) □実際には面会又は打合せをせず、これらの申入れ、又は、裁判所への意見書等の提出にとどまる。	
		□②記録の閲覧又は謄写を行った。				
		□③記録の閲覧又は謄写を行った上、記録を十分検討した。				
		□④少年との面会、電話交通又は打合せを行い、かつ記録の閲覧又は謄写を行った。				
		□⑤少年との面会、電話交通又は打合せを行い、かつ記録の閲覧又は謄写を行った上、記録を十分検討した。				

＊　なお、ご記入いただきました個人情報は、日本司法支援センターにおいて管理し、日本司法支援センターにおける国選付添関連業務に使用する他、総合法律支援法・同施行規則及び契約約款に基づき、日弁連、所属弁護士会、関係機関等に情報を提供することがあります。また、少年から請求があった場合、同様に情報を提供する場合がありますので、予めご了承ください。